

2025（令和7）年度

# 研究生募集要項



*Sagami Women's University*

相模女子大学  
相模女子大学短期大学部

## 1. 出願資格

[大学研究生]

- (1) 大学を卒業した者またはそれと同等以上の学力を有すると認められる者
- (2) 研究課題を積極的に追究する意欲のある者

[大学院研究生]

- (1) 修士の学位または専門職の学位資格を有する者、またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- (2) 研究課題を積極的に追究する意欲のある者

\*在留資格について：出願時点および受講期間中に日本への在留資格を持たない方等は出願できません。

## 2. 出願書類

出願に際しては以下の書類を提出すること。

- ① 研究生願書（本学所定）
- ② 最終学校修了証明書または修了見込証明書及び成績証明書
- ③ 住民票世帯の一部の写し（本人のもの。外国籍の者は、国籍と在留資格が記載された住民票）  
※マイナンバー及び本籍地の記載があるものは不可
- ④ 履歴書（写真貼付）
- ⑤ 在職中の者は、所属長の承諾書
- ⑥ 写真2枚（内1枚は履歴書に貼付する）

## 3. 学費

出願から履修には、以下の学費を納入すること。

- ① 検定料 10,000円（出願時に支払っていただきます）
- ② 研究料 半期30,000円
- ③ 実験等に要する経費

※一度納入された学費は一切返還しない。

## 4. 出願方法

5の出願期間内に、以下の手続きを完了すること。

- ① 2の出願書類一式を学修・生活支援課窓口へ提出する。
- ② 検定料10,000円を納入する。

- (1) 書類提出・学費納入先： 大学事務部 学修・生活支援課（マーガレット本館1階）
- (2) 受付時間 平日 9:00～18:00 ／ 土曜日 9:00～12:30

## 5. 出願期間

- (1) 春学期 2025年3月3日（月）から3月11日（火）まで（日・祝日を除く）
- (2) 秋学期 2025年8月18日（月）から8月28日（木）まで（土・日・祝日を除く）

## 6. 選考方法

- (1) 指導教員は所定の審査方法により研究生の選考を行う。

※指導教員は学長が研究課題に応じ任命するが、研究生が出願時に希望教員を申し出ることもできる。

- (2) 審査結果は、教授会・研究科委員会の議を経て、学長が入学を許可する。

## 7. 入学手続

入学を許可された者は、所定の期間内に次の学費を納め、書類を提出しなければならない。

① 半期 30, 000 円

② 実験実習諸経費

※入学手続時には当年度分の研究料、実験実習諸経費を支払うこと。年度を越えて研究期間が継続する場合は、翌年 4 月に次年度分研究料、実験実習諸経費を申し受ける。

③ 健康診断書（本学所定。発行から 1 年を超えないもの）を学修・生活支援課に提出する。

※[既往歴、自覚所見、身長体重、胸部 X 線検査]の検査項目を満たしていれば、本学所定用紙以外の診断書でも提出可能。（コピー可）

※年度を越えて研究期間が継続する場合は、再度健康診断書の提出を求める場合がある。

## 8. 研究生証の発行

(1) 入学手続きを完了した者には、研究生証を発行する。ただし有効期限は在学年度限りとし、年度を越えて研究を継続する場合は翌年 4 月に学修・生活支援課へ申し出をし、研究生証の再発行を受けること。

(2) 研究生証は、常に携帯しなければならない。

## 9. 入学時期・期間

(1) 研究生の入学の時期は、原則として学年または学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(2) 研究生の在学期間は、入学を許可された年度内とする。引き続き研究を希望する者は、学長の許可を得て延長することができるが、在学期間が継続して 2 年を超えないものとする。

## 10. 研究指導・聴講

研究生に対して、以下の対応を行う。

(1) 指導教員は、研究生を直接指導し、教育・研究上必要な図書・施設の利用など研究生に対し、正規の学生に準じた便宜を与えるものとする。

(2) 指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、当該研究に関連ある授業科目を聴講することができる。

## 11. 研究の修了

(1) 研究生は研究報告書を研究期間修了までに指導教員を経て学長に提出しなければならない。

(2) 学長は、研究修了者に対し証明書を交付することができる。

## 12. 受講上の諸注意

・ 研究生証を提示することで附属図書館を利用できますが、通学定期券の購入および学割の使用はできません。

・ 休講や補講連絡はインターネット上の Smile Sagami （学生ポータルサイト）で行います。

## 13. その他

自転車での通学は許可制です。申込時に届出をし、ステッカー（自転車通学許可証）の交付を受け、必ずご自身の自転車へ貼付してください。ステッカーがない自転車は撤去されることがありますのでご注意ください。

<個人情報の取扱いについて>

受講生の個人情報は、研究生制度の運営にのみ使用し、漏洩・滅失・毀損等がないよう安全に管理します。

相 模 女 子 大 学  
相模女子大学短期大学部

大学事務部 学修・生活支援課

〒252-0383 神奈川県相模原市南区文京2-1-1  
[T E L] 042-813-5069 [F A X] 042-749-2300